

京都市告示第 184 号

京都市四条烏丸駐車場の指定管理者である財団法人京都市都市整備公社から、入退場時間について次のとおり申請があったため、京都市駐車場条例施行規則第 3 条ただし書の規定に基づき、これを承認します。

平成 21 年 7 月 13 日

京都市長 門川 大作

駐車場名	期 間	変更入場時間	変更退場時間	現行入退場時間
京都市四条 烏丸駐車場	平成 21 年 7 月 14 日 から 平成 21 年 7 月 16 日 まで	午前 7 時 30 分 から 午後 3 時まで	午前 7 時 30 分 から 午後 6 時まで	午前 7 時 30 分 から 午後 12 時まで

(建設局土木管理部自転車政策課)